

令和3年度宇土市社会福祉協議会

事業報告

令和3年度は、令和3年度から7年度までを計画期間とする宇土市社会福祉協議会第3期地域福祉活動計画の初年度となり、次の重点目標を定め、活動を行ってまいりました。

①地域包括ケアシステムの推進に向けた生活支援体制整備事業、地域介護予防活動支援事業の充実

②ボランティア活動の啓発や地域・社会性を考慮した新たな地域づくりの強化

③自立相談センター機能強化及び生活困窮者等支援の充実

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、多くの社会活動は制約することを余儀なくされました。また、経済活動の停滞は雇用・就業に大きな影響を及ぼし、生活困窮者の増大等を加速させました。

そのような中、本協議会におきましては、緊急小口資金・総合支援資金特例貸付や生活困窮者自立支援に向けた支援相談業務を充実させる一方で、成年後見支援センターを新たに設置する等、新たな分野での課題解決に向けた取り組みを進めてまいりました。

【法人運営事業】

本協議会は、会員規程第2条で会員を「本市に在住する全ての世帯」と定め会費を徴収することとしており、令和3年度は2,085,820円の納入がありました。会費は本協議会の貴重な自主財源となりますので、今後も地区行政区長会の協力をいただきながら、額の確保に努めてまいります。

また、市民の皆様に本協議会の活動を知っていただくために「うと福祉だより」を年4回発行しています。紙面づくりに工夫を凝らし、出来るだけ分かりやすく、興味を持っていただけるように留意しながら、福祉活動の周知・啓発に努めてきました。

職員の人材育成に関しては、新型コロナウイルスの影響で福祉・医療・地域づくり等の会議形式の研修会が減少する中であっても、オンライン形式の研修会に積極的に参加すると同時に、市が市職員を対象とする研修会にも参加し、資質向上を図っています。

【共同募金配分金事業】

例年、児童生徒へのワークキャンプ等の実施を通して、健全な福祉の心の育成に取り組んできましたが、令和3年度も前年度に引続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ほとんどが実施できませんでした。しかし、そのような中であっても、感染防止を図りながら宇土市内小学校で、福祉体験として「車いす・高齢者模擬訓練」実施することができました。

また、宇土市内7校区の地区社会福祉協議会や宇土市内の小・中学校ボランティア協力校に対する助成金、小規模遊園地の遊具点検や整備、保育所や幼稚園児へのクリスマスプレゼント等、共同募金の配分金を様々な地域活動に配分し、活用しています。

【ふれあいのまちづくり事業】

ふれあい福祉相談では、生活全般の様々な相談に応じています。令和3年度は民生委員による常設のふれあい相談を毎週水曜日の午後1時から4時までとしましたが、新型コロナウイルスの関係で、11月から翌年1月までの、わずか3か月しか開設できない状況でした。

専門相談についても感染対策を行いながら実施し、法律相談が55件、不動産相談が1件、成年後見相談が5件の相談がっております。

また、令和3年度から開始した「生活応援事業」は、宇土市内に在住する1人暮らし等の高齢者、障がい者等に対し、ごみ出しや郵便物の投函等の生活支援を行うものですが、生活応援ボランティア登録者16名、利用者3名、延べ実施数60回という実績でした。今後も様々な機会を通して事業のPR、利用者の掘り起こしをまいります。

【地域福祉権利擁護事業（受託事業）】

熊本県社会福祉協議会からの受託事業で、判断能力に課題のある人に対し、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助と日常生活における金銭管理を行っています。

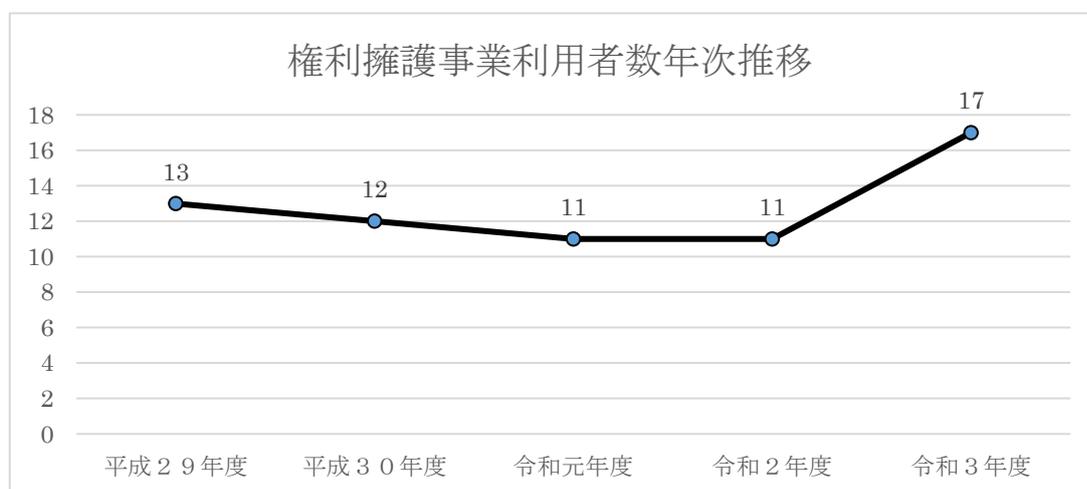
令和4年3月末時点で、17名の方が利用され、金銭管理だけでなく各種手続きの代行も行っています。近年、成年後見制度への引き継ぎを行うケースも増え、福祉課題を抱えた地域住民の権利を護る制度として機能しています。令和3年度の新規契約件数は8件、問い合わせを含む相談件数は15件で、近年、増加傾向にあります。

令和3年度地域福祉権利擁護事業契約件数（地区別）

| 地区 | 新規件数 | 継続件数 | 解約件数 | 合計 |
|----|------|------|------|-----|
| 宇土 | 2件 | 2件 | 0件 | 4件 |
| 花園 | 3件 | 7件 | 2件 | 8件 |
| 網津 | 2件 | 1件 | 0件 | 3件 |
| 網田 | 1件 | 1件 | 0件 | 2件 |
| 計 | 8件 | 11件 | 2件 | 17件 |

令和3年度地域福祉権利擁護事業対象別内訳

| 対象者 性別 | 認知症 | 知的障がい | 精神障がい | 合計 |
|-----------|-----|-------|-------|-----|
| 男性 | 1名 | 2名 | 5名 | 8名 |
| 女性 | 7名 | 0名 | 2名 | 9名 |
| 合計 | 8名 | 2名 | 7名 | 17名 |



【生活困窮者自立相談支援事業（受託事業）】

宇土市（福祉課）からの受託事業で、生活困窮者が抱える課題を把握し、本人の意思を十分に確認しながら個々の状態に合った計画の作成を行っています。定期的に他機関との協議を行いながら支援調整会議を実施し、適切な自立に結びつけることが出来るよう支援しています。

令和3年度の新規相談件数は117件でした。これに加え継続相談件数が40件で、合計157件の相談に応じてきました。令和2年度が新規116件、継続32件、合計148件。令和元年度は新規49件、継続15件、合計64件と、新型コロナウイルスの関係で、ここ2年、新規・継続相談件数とも急激に伸びています。

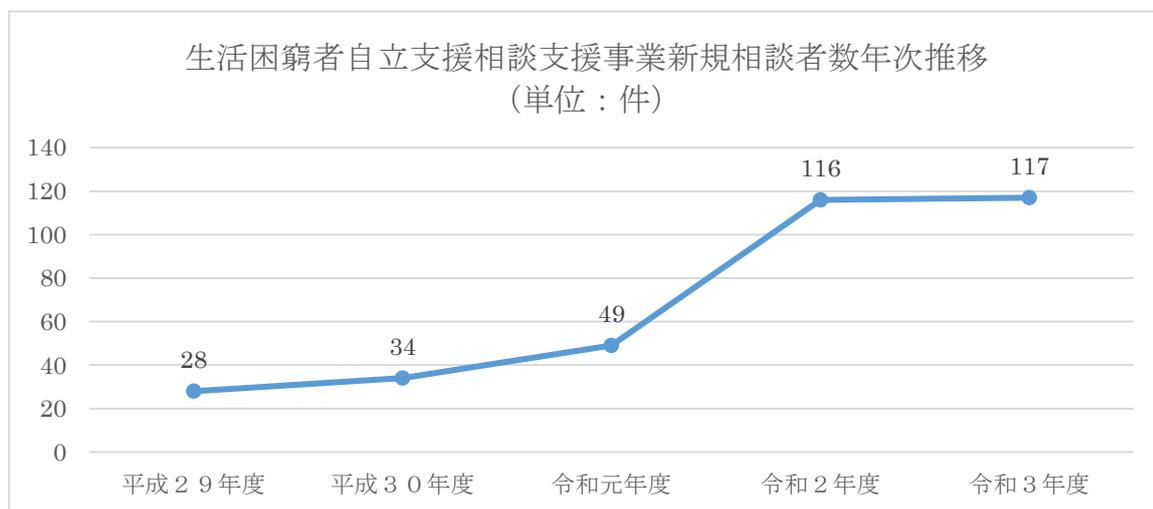
相談に至る経路も行政以外に、宇土市地域包括支援センターや医療ソーシャルワーカーと幅広くっており、他機関との連携・協働が強化されつつあります。

相談内容としては、新型コロナウイルスの影響による収入・生活費不足、就労に対する不安への相談が増加しています。10代～80代と幅広い年代から相談があり、行政やハローワーク、生活福祉資金貸付事業等との連携を図り、課題解決に向け支援を行っています。

令和3年度生活困窮者自立相談支援事業新規相談者内訳

（単位：人）

| 年代 性別 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代 | 合計 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 男性 | 1 | 8 | 12 | 14 | 19 | 8 | 3 | 2 | 67 |
| 女性 | 0 | 7 | 11 | 13 | 9 | 8 | 2 | 0 | 50 |
| 合計 | 1 | 15 | 23 | 27 | 28 | 16 | 5 | 2 | 117 |



令和3年度 課題解決のため取り組んだ事業の件数（重複利用有）

法に基づく事業等 合計22件

| | |
|----------|-----|
| 住居確保給付金 | 12件 |
| 家計相談支援事業 | 9件 |
| 一時生活支援事業 | 0件 |
| 就労準備支援事業 | 1件 |

その他つないだ事業及び機関関連事業 合計 27 件

| | | | |
|--------------------|-----|------------|-----|
| 生活困窮レスキュー事業 | 5 件 | 子ども学習援助事業 | 0 件 |
| 生活保護受給者等就労自立促進事業 | 6 件 | 生活福祉資金貸付事業 | 5 件 |
| 行政機関（子育て支援・高齢者支援課） | 0 件 | 市生活支援係 | 1 件 |
| 地域福祉権利擁護事業 | 1 件 | ハローワーク | 0 件 |
| 医療機関 | 0 件 | フードバンク | 9 件 |

【生活福祉資金貸付事業（受託事業）】

熊本県社会福祉協議会からの受託事業で、低所得や高齢者、障がい者等の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。世帯を単位として、それぞれの世帯の状況と必要に応じた資金、たとえば、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付と必要な相談支援を行っています。

○相談件数

| 総合支援資金 | 福祉資金 | 教育支援資金 | 不動産担保型生活資金 | 臨時特例つなぎ資金 | その他 | 合計 |
|--------|------|--------|------------|-----------|-----|----|
| 0 | 20 | 6 | 0 | 0 | 3 | 29 |

○貸付決定件数

| 総合支援資金 | | 福祉資金 | | 教育支援資金 | | 不動産担保型生活資金 | | 臨時特例つなぎ資金 | | 合計 | |
|--------|-------|------|--------|--------|-------|------------|-------|-----------|-------|----|--------|
| 件数 | 金額（円） | 件数 | 金額（円） | 件数 | 金額（円） | 件数 | 金額（円） | 件数 | 金額（円） | 件数 | 金額（円） |
| - | 0 | 2 | 79,486 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | 2 | 79,486 |

決定以外のケースについては、所得又は負債が大きい、母子父子寡婦貸付・学生支援機構等其他制度優先、貸付対象外の相談などの理由により未申請となりました。

これらのケースについては、自立相談センター等機関の紹介、つなぎを行いました。

【生活福祉資金特例貸付事業（受託事業）】

熊本県社会福祉協議会からの受託事業で、新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象として、生活福祉資金貸付制度の福祉資金（緊急小口資金）及び総合支援資金（生活支援費）について特例貸付を行っています。

○申込件数

| 種類 年度 | 緊急小口資金 | 総合支援資金 | | | 合計 |
|----------|--------|--------|-----|-----|-----|
| | | 初 回 | 延 長 | 再貸付 | |
| 令和3年度 | 147 | 136 | 19 | 82 | 384 |
| 累 計 | 420 | 313 | 72 | 125 | 930 |

※「累計」は、令和2年3月1日から令和4年3月31日までの分となります。

【生活支援体制整備事業（受託事業）】

宇土市（高齢者支援課）からの受託事業で、地域包括ケアの要となる「生活支援コーディネーター」を配置し、市のサービスや関係機関の実情に合わせて、医療・介護・予防・すまい・生活支援が確保される体制整備を行っています。

地域へ出向いて情報収集、課題整理を行い、介護予防サポーター等の地域活動の担い手の発掘にも努めており、担い手を中心とした地域サロンや体操教室等の立ち上げ支援も行っています。また、民生児童委員連絡協議会への事業の啓発や訪問、個別の生活支援や介護予防へのニーズにも対応しています。

新型コロナウイルスの関係で、活動内容、活動範囲の制約がある状況下ではありますが、宇土市内介護事業所等の各組織団体との連携強化を図り、地域住民自身が介護予防・生活支援に携わる仕組みづくりに努めています。

【地域介護予防活動支援事業（受託事業）】

宇土市（高齢者支援課）からの受託事業で、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行っています。「ふれあいクラブ」と称し、週1回程度、地域の公民館や集会場において、軽度の体操等を実施される地域住民の団体に対し、運営支援・助言と活動費の助成を行っています。

令和3年度の事業計画では、取組み団体数の目標を40団体としておりましたが、3団体増の39団体に留まりました。新型コロナウイルスの関係で活動が十分にできない状況ではありますが、感染症予防策を徹底しながら、地域コミュニティーの再生の場として、また地域の様々な世代のつどいの場となるよう活動されています。

また、新たな事業として、宇土市と共同で「生活支援お宝ブック」を作成しました。ちょっと便利なガイドブックとして「見守り・安否確認」「配食サービス等」「買い物支援等」「理容」「クリーニング」「生活支援」「移動支援」の7項目について、計38事業所の紹介をしており、高齢者等の在宅生活に活かしていただきたいと考えております。

関係機関・施設等に配布し、必要とされる方々に知らせていただくと同時に、次の改訂版発行に向けてサービス提供事業者の新たな発掘をしております。

○ふれあいクラブ実施団体数推移

| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 20団体 | 35団体 | 36団体 | 39団体 |

【成年後見支援センター事業】

宇土市（高齢者支援課）からの受託事業で、令和3年8月から事業を開始し、同年10月に宇土市成年後見支援センターを開設しました。

支援センターは、認知症や知的障がい、精神障がいがある方など判断能力が不十分な方の財産と権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにすることを目的に、様々な相談を受けます。そして成年後見制度の利用が必要であるのか検討し、今後の方向性を一緒に考え、支援していきます。

センターの開設にあたり、リーフレットの作成・配布、関係機関への訪問や業務内容の説明を行い、今後の連携・協力を依頼しました。また、各関係機関の専門職をメンバーとする「宇

「宇土市成年後見制度利用促進連携協議会」を立ち上げ、令和4年3月に1回目の会議を開催しました。会議では、中核機関の役割、各機関における課題、取り組みについての協議をし、今後とも、課題の共有や解決策の検討を行っていくことで確認しました。

《宇土市成年後見制度利用促進連携協議会メンバー》

弁護士・司法書士・医療機関相談員・社会福祉士・介護支援専門員・障がい者相談支援専門員・行政・宇土市社会福祉協議会
(オブザーバー) 熊本家庭裁判所後見センター

○相談件数（受付：実件数，相談内容：受付1件につき複数項目の相談有り）

| 受 付 | 相 談 内 容 | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|-----|
| | 制度に関する事 | 将来に関する事 | 契約に関する事 | 財産に関する事 | その他 |
| 20 | 3 | 4 | 2 | 8 | 3 |

相談を受けた20件のうち16件は対応終了。4件については、制度利用に向けて支援継続中。

○対応件数（延べ件数）

| 電 話 | 来 所 | 訪 問 | 情報提供・共有 | 合 計 |
|-----|-----|-----|---------|-----|
| 27 | 18 | 16 | 6 | 67 |

【福祉センター大規模改修事業】

宇土市福祉センターは、竣工から約40年が経過し老朽化が進んでいるため、令和2年度から大規模改修事業に着手しています。

令和2年度で実施設計を行い、令和3年度第1回理事会（文書審議）に受電設備改修工事に関する予算を計上しました。工事は令和3年9月16日に請負金額6,633千円の契約を締結し、令和4年2月7日に竣工検査を行いました。

福祉センター外壁その他工事につきましては、隣接する宇土市役所別館改修工事との抱き合わせで、令和4年度事業として予定しておりましたが、市庁舎建設工事の進捗に併せて、宇土市役所別館の工事が令和3年12月定例市議会に補正予算に計上されたことから、当センターの改修工事費についても急ぎよ、補正予算を計上する必要が生じました。理事会・評議員会を開催する時間がなかったために、止むを得ず、総額16,000千円の補正予算を理事長の専決処分とし、令和3年度第3回理事会（文書審議）と第2回評議員会（文書審議）に報告をいたしました。また工事契約につきましても、第3回理事会で14,982千円の請負契約の承認をいただいたところです。工期は令和4年7月14日となっておりますが、請負額の変更を必要とするため、今回の令和4年度第1回理事会に変更契約の議案を提出しています。

また、LED照明取替工事につきましては、工事の見積額が7,733千円と高額なために、実施時期を検討しておりました。しかし、器具は現状のままで、LEDランプだけを若干の調製工事をして取り替えるということにすれば、経費を低く抑え、かつ分割払いでも対応できるということが分かったために、手法を変更し発注をしました。作業は3月中には完了し、総額1,233,540円を84回の月賦払（1回あたり14,685円）で支払うことになりました。

その他、空調設備取替工事、屋上防水工事等が残っておりますが、多額の経費を必要とするため、実施時期については未定となっております。今後、補助事業等が活用できないか、情報

収集にあたってまいります。

【宇土市社会福祉協議会居宅介護サービスセンター（ケアマネージャー事業）】

介護保険事業については、居宅介護サービスセンター訪問介護事業を令和2年度いっぱいまで廃止し、令和3年度は居宅介護支援サービス事業のみを行いました。

令和3年度当初の利用者は35名、常勤ケアマネージャー1名、非常勤ケアマネージャー2名で延べ243件の支援を行ってきました。

しかし、この事業も常勤ケアマネージャーの退職に伴い、基準の人員配置が維持できなくなることから、令和3年度末で事業を廃止することに決定しておりましたので、通常のサービス提供と併せ、利用者を宇土市内の他の居宅支援事業所へ移行する業務を行ってきました。以降は令和3年5月から段階的に行い令和4年2月にはすべての移行を終了しました。その状況は下表の通りです。

これにより、宇土市に対して令和4年2月に居宅介護事業所廃止届を提出し、介護保険事業からの撤退が完了しました。

サービス移行人員表

(単位：人)

| | 利用者数 | 移行者 | 死亡者 | 月末数 |
|-----|------|-----|-----|-----|
| 4月 | 35 | 0 | 0 | 35 |
| 5月 | 35 | 2 | 0 | 33 |
| 6月 | 33 | 4 | 0 | 29 |
| 7月 | 29 | 3 | 0 | 26 |
| 8月 | 26 | 6 | 0 | 20 |
| 9月 | 20 | 2 | 0 | 18 |
| 10月 | 18 | 4 | 0 | 14 |
| 11月 | 14 | 1 | 0 | 13 |
| 12月 | 13 | 1 | 0 | 12 |
| 1月 | 12 | 3 | 1 | 8 |
| 2月 | 8 | 8 | 0 | 0 |
| 3月 | 0 | 0 | 0 | 0 |